

茨城の教育

コンプライアンスと言うなら 労働基準法の遵守を

昨年2016年は、電通の過労自殺問題が連日マスコミでも取り上げられて大きな社会問題になり、電通の社長の辞任となりました。

過労死や過労自殺の原因として、長時間労働と若者の自己責任を迫るパワハラ的な職場環境があり、そうした状況に追い込まれた労働者が睡眠障害を起こし、最終的にメンタル不全に陥って過労死や過労自殺に追い込まれています。

ところで、茨城県では昨年、教職員の不祥事が多発したということで、教育長の記者会見などがあり、「コンプライアンス」が各学校で強調されています。しかし、「法令遵守」と言いながら、具体的にはどのような法令を遵守すべきとはなっていません。

組合としては、法令遵守と言うなら「日本国憲法」と「労働基準法」を遵守し、長時間労働やパワハラ的な職場環境をまず何よりも改善すべきと考えます。

法定労働時間

労働時間は、労働基準法にその上限が定められています。これを法定労働時間と言い、現在、休憩時間を除いて1週あたり40時間、1週の各日は8時間となっています。1日8時間は上限です

から、これ以上働かせてはならないという基準です。

コンプライアンスと言うなら

学校では、17時に定時退勤する教員に対して、「あの先生は仕事をやらない先生」などと誹謗中傷することがありますが、

茨城県高等学校教職員組合
310-0853
水戸市平須町1-93
Tel 029-305-3075
fax 029-305-3317
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

長時間労働を続ける教職員を放置している管理職のコンプライアンス違反こそ問題にされなければなりません。また、誹謗中傷がパワハラにつながることを考えれば、管理職は誹謗中傷を繰り返す教員こそ指導の対象にすべきです。

長時間労働の原因を明らかにせずに、長時間労働の現状を改善せずに放置することは、管理職の勤務時間の適正な管理の放棄でしかありません。

現在の勤務時間7時間45分

7年前の2010年（平成22年）4月1日から、茨城県の県立学校の勤務時間は、1日8時間から7時間45分に短縮されました。



結果、退勤時間がそれまでの17:15から17:00になっています。

休憩時間

休憩時間とは、労働者が労働から離れることを保障された時間です。

労働基準法は、1日の労働時間が6時間を超える場合は、最低45分、8時間を超える場合は最低60分の休憩を、労働時間の途中で与えなくてはならないと定めています。

学校などにおける休憩時間（昼休み）は、必ずしも法令を遵守したのではなく、仕事をしている時間になってしまっています。しかし、学校組織として昼休みに会議などを入れることをやめて、法令遵守に努めるべきです。

とりあえず、学校の昼休みが45分なのは労働基準法を踏まえた結果です。授業以外の学校行事が入った場合、昼休みを45分より短くするというようなことが起こりがちですが、これは絶対やめるべきです。

昼休みは勤務時間ではない

労働基準法では、労働者が労働から離れることを保障された時間が休憩時間ですから、当然

のことながら外出は可能です。

また、午後年休を取る場合、13:15まで待って学校を出なければならぬということではありません。授業が終われば、学校を出て年休に入ることが法令上保障されています。

年休権は申告で発生

年休は、教職員が「本日これから年休を取ります」と管理職に言えば、年休権が発生します。

年休の理由を言う必要もありませんし、聞かれても答える義務はありません。

もちろん、規定日数以上の年休を取得することはできませんが、決められた日数の年休を消化することは労働者としての権利であるとともに、義務でもあります。

長時間労働をなくすと同時に年休消化率を引き上げることは、働きやすい職場づくりにとっては非常に重要なことです。二つの課題を管理職と職場の教職員が協力し合って、改善していくことが求められています。

組合では、引き続き、教職員の労働時間問題を「茨城の教育」で取り上げていきますので、職場の問題や疑問点などを組合本部までお寄せください。

--	--	--	--	--